

首都圏における県産品販路拡大事業業務委託企画提案コンペ仕様書

1 業務名 首都圏における県産品販路拡大事業業務

2 目的

近畿圏に次いで県への来訪者が多く、多数の県内物産事業者が販路拡大を希望する首都圏において、県産品の認知度向上や販路拡大を支援することで、県産品の売上拡大や県への来訪につなげる。

3 契約期間 契約締結日 ～ 令和8年3月31日 ただし、繰越予算が議決された後、令和9年2月28日に変更予定

4 予算 10,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

「五つ星ひょうご」選定商品をはじめとする県産品の認知度向上および販路拡大を図るとともに、販売実績や商談実績等を事業者にはフィードバックし、特にバイヤー向けの更なる商品開発や販売戦略の見直しにつなげるための支援を行う。

「五つ星ひょうご」

・ひょうご五国（摂津・播磨・但馬・丹波・淡路）の“地域らしさ”と“新しさ”等を兼ね備えた逸品を「五つ星ひょうご」ブランドとして選定している。

(1) 首都圏における販売イベントの開催(1回以上)

「五つ星ひょうご」選定商品をはじめとする県産品の首都圏における認知度向上および販路拡大を図るため、販売イベントを首都圏の効果的な販売場所で開催する。販売イベントの開催期間は延べ7日間以上（設営、撤去等の準備期間を除く。）とする。

販売場所は30㎡程度を想定し、実施期間中に30社以上、100品目程度の商品を取り扱うこととする。また、パンフレットの配架や動画の放映等、観光PRも併せて実施する。

開催にあたっては、イベントの概要や主な商品(10品目程度)の紹介を記載したチラシを作成する等、可能な限り集客を図り、商品のPRを積極的に行うこと。

また、実施期間中は、来場者に対し消費者のニーズや商品に関するヒアリングなどの調査を行う。ヒアリングなどの結果については、参加事業者にはフィードバックする。

(2) 商談会への出展(1回以上)

県産品の販路拡大にむけ、多数のバイヤーと直接商談が可能な首都圏における大規模な商談会に出展する。商談会への出展については、延べ2日間以上（設営、撤去等の準備期間を除く。）とする。

なお、商談会への出展事業者については、(1)販売イベント出品事業者から10社程度選定することとするが、選定にあたっては県と協議の上決定すること。

(3) 研修会の開催(2回以上)

事業目的をより効果的に達成するため、趣旨説明や本事業にかかる商品募集等のための事前の研修会を1回行うとともに、フィードバックや商品改良及び商談スキルアップのアドバイスのための事後の研修会を1回以上行う。

(4) バイヤー向け商品訴求力向上のためのコンサルティング

(1)の参加事業者から10社程度を選定し、バイヤー向け販促物のブラッシュアップ、営業ツール(商品プロフィールシート)の作成等のコンサルティング支援を行う。

コンサルティング支援は、原則として各企業2回実施する。

- ・コンサルティングにかかる費用の1/2は、コンサルティングを受ける企業に直接請求することとし、本委託業務の経費には含めないこと。
- ・コンサルティングを行う企業が見積もり時より減少した場合、実施回数に応じて精算すること。

なお、コンサルティング企業の選定にあたっては県と協議の上決定すること。

(5) 広報及びPR

事業期間中のPR等について、以下のとおり実施すること。

- ① 販売イベントの実施や研修会の開催にあたり、参加事業者募集のための効果的な広報を実施すること。
- ② イベント販売および商談会出展について、HPへの掲載やSNS等の活用によるPRの他、メディアの活用など幅広い手段を利用し、効果的な情報発信を行うこと。
- ③ 来場者に対し、商品のコンセプトを理解した上で、購買意欲を喚起するような商品陳列、提案、販売を行うこと。
上記の詳細な内容については、県と協議の上、決定すること。

(6) フォローアップ

参加事業者に対して、事業に対する満足度や改善点等を確認するためのアンケート調査を実施する。なお、アンケート調査の詳細な内容については、県と協議の上、決定する。

(7) 独自提案

上記(1)～(8)と連動し、本事業の目的をより効果的にする独自提案を行うこと。

(8) 報告書の作成

業務の完了後、委託業務の事業内容及び成果が分かる実績報告書(様式任意。実施内容、成果、写真等一式)を1部作成し、事業終了後10日以内に県に提出すること。また、制作物については、紙媒体及び電磁的記録での納品を行う。なお、電磁的記録での納品は、納品データを用いて県ホームページ等で活用できるよう、必要なコンテンツの他、テキストデータ、画像データ等を納品する。

メディアへの露出があった場合には、その概要についてメール等で速やかに報告し、媒体の種別、日時、番組名等を一覧にしたものを提出すること。なお、雑誌等の媒体の場合は掲載物見本を提出すること。

6 運営及び管理

(1) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、綿密に県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、本業務の実施に当たっては、下記の事項に特に留意すること。

- ① 商品販売・展示のほか、参加事業者と取引口座を開設し、売上金の参加事業者ごとの計算、分配を行うなど、商品販売に係る金銭の授受・管理等、経理に

かかる業務を滞りなく行うこと、また、入荷された商品の取扱い、検品、在庫管理を善良なる管理者の注意義務をもって適正に行うこと。なお、販売する商品については、県と協議の上決定し、商品情報リストを作成すること。

- ② 参加事業者と調整のうえ、販売イベントや展示会出展に際する会場設営・撤去の管理、什器の手配、商品の搬入出方法、運営、売上金管理などの業務を円滑に行うこと。

(2) 業務実施体制

委託業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

(3) 事故及びクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

(4) 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、会場使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及びイベント保険料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品等財産の取得に関わる費用は含めないものとする。

7 業務計画書の提出

契約締結後、提案業務の実施方法について県と協議を行い、その内容を踏まえた業務計画書を提出すること。業務計画書には、業務の具体的な実施方法やスケジュールを必ず記載すること。

8 対象経費

本事業に係る委託対象経費は、人件費、広告宣伝費、その他事業費とするが、備品の購入については、特段の事情がない限り認められない。

(1) 人件費

事業の企画・運営等に従事する者に対する人件費（賃金、社会保険料、労働保険料）

(2) 宣伝広告費

事業実施にかかる広告費等の経費（ポスター・チラシ作成費等含む）

(3) その他事業費

会場設営費、旅費、通信費、印刷費、消耗品費、機材レンタル費、その他事業を実施するために必要と認められる経費

9 著作権等について

(1) 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。

(2) 本業務により製作される成果物の所有権、著作権については県に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用、または加工及び二次利用できるものとし、受注者

はその為に必要な著作権処理を行うものとする。なお、製作段階におけるこれらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

10 留意事項

- (1) 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。
- (2) トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- (3) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (4) 事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的としたもの、また、公序良俗に反するような提案や法律等に抵触するようなもの、危険が生じるようなものは受け付けない。
- (6) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）を遵守すること。
- (7) 県と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、県、受託者協議のうえ定める。仕様書に関しての疑義についても同様とする。
- (9) 新型コロナウイルス感染症等のやむを得ない影響により、イベントが中止または延期になり、通常必要とされる努力を持ってしても年度内に実施不可となった場合は、業務の履行部分についてその相当する金額を受託者に支払うものとし、支払い額は県との協議により定めるものとする。
- (10) 本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。
- (11) 県が認めた場合に限り、別途誓約書等を提出のうえ、業務の一部を再委託することができる。
- (12) 契約の相手方となる事業者等は、兵庫県財務規則第 100 条第 1 項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。